

小田原市教育委員会定例会会議録

1 日時 平成31年2月22日(金)午後7時00分～午後8時33分

場所 小田原市役所 7階 大会議室

2 出席者氏名

- 1 番委員 栢 沼 行 雄 (教育長)
- 2 番委員 和 田 重 宏 (教育長職務代理者)
- 3 番委員 萩 原 美由紀
- 4 番委員 吉 田 眞 理
- 5 番委員 森 本 浩 司

3 説明員等氏名

教育部長	内 田 里 美
文化部長	安 藤 圭 太
教育部副部長	友 部 誠 人
文化部副部長	遠 藤 佳 子
文化部副部長	石 川 幸 彦
文化部管理監	大 島 慎 一
教育総務課長	飯 田 義 一
学校安全課長	川 口 博 幸
教育指導課長	石 井 美佐子
生涯学習課長	樋 口 肇
文化財課長	鈴 木 一 彰
図書館長	古 矢 智 子
教育指導課教職員担当課長	鈴 木 一 彦
教育指導課指導・相談担当課長	高 田 秀 樹
教育指導課指導主事	大須賀 剛
教育指導課指導主事	鈴 木 孝 宗
教育指導課副課長	瀬 戸 浩
教育指導課副課長	齋 藤 吉 弘
文化財課副課長	田 村 直 美

(事務局)

教育総務課副課長	前 島 正
教育総務課主任	小 林 綾 野

4 議事日程

- | | | | |
|------|--------|-----------------|--------|
| 日程第1 | 議案第 7号 | 小田原市指定重要文化財について | (文化財課) |
| 日程第2 | 議案第 8号 | 小田原市図書館運営方針について | (図書館) |

日程第3 議案第9号 小田原市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について (生涯学習課)

日程第4 議案第10号 小田原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について (教育総務課)

日程第5 議案第11号 学校教育法施行細則の一部を改正する規則について (教育指導課)

日程第6 議案第12号 小田原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について (教育指導課)

日程第7 議案第13号 小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則について (教育指導課)

5 協議事項

小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方について (教育指導課)

6 報告事項

平成30年度全国体力・運動能力習慣等調査結果について (教育指導課)

7 その他

平成30年度教育委員会事務の点検・評価後の状況について (教育総務課)

8 議事日程

日程第8 議案第14号 校長及び教頭の人事異動の内申について【非公開】 (教育指導課)

9 議事等の概要

(1) 教育長開会宣言

栢沼教育長…本日の出席者は5人で定足数に達しております。

(2) 1月定例会会議録の承認

(3) 会議録署名委員の決定…吉田委員、森本委員に決定

栢沼教育長…議事に入る前に、会議の非公開について、お諮りいたします。

本日の日程のうち、議案第14号「校長及び教頭の人事異動の内申について」は、人事に関する事件ですので、その性質上、これを非公開といたしたいと存じます。本議案を非公開とする件について、採決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

栢沼教育長…御異議もありませんので、採決いたします。議案第14号を非公開とすることに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

栢沼教育長…全員賛成により、議案第14号は、後ほど非公開での審議といたします。

(4) 日程第1 議案第7号 小田原市指定重要文化財について

(文化財課)

文化財課長…それでは、「小田原市指定重要文化財について」御説明申し上げます。

議案書をおめくりいただき、資料1枚目を御覧ください。教育委員会からの諮問に基づき、平成31年1月28日に開催されました平成30年度第3回小田原市文化財保護委員会において、指定物件の表にごございます3件につきまして審議をした結果、2枚目にごございますとおり、新たに市指定重要文化財に指定することが適当である旨の答申を受けましたので、文化財の指定について議決を求めるものです。

新たに指定いたします3件の概要につきまして御説明いたします。

まず、2枚目は文化財保護委員会からの答申書の写しでございます。

3枚目以降については、それぞれの物件の調書と写真が記載されております。

それでは3枚目、「調書①」を御覧ください。1件目の「絹本著色北条時長像」でございます。市内風祭の寶泉寺に所蔵されている絵画でございます。

4行目の「時代」は室町時代後期です。8行目の「内容」の欄にありますとおり、寶泉寺の開基、北条時長の肖像画でございます。北条時長については、どのような人物であったか長らく不明でしたが、9行目の「由緒・沿革等」にありますとおり、近年の研究で、北条宗哲（幻庵）の嫡男で小机城主の三郎にあたるとされております。

10行目、「その他参考となる事項」といたしまして、戦国大名小田原北条一族を描いた中世期の肖像画は、箱根町早雲寺に伝来する、北条早雲像、氏綱像、氏康像がございしますが、市内ではこの時長像が、唯一、北条一族を描いた中世期の肖像画であり、その希少性が認められます。

4枚目は、写真を添付いたしました。後ほど御確認ください。

次に、5枚目「調書②」を御覧ください。2件目は「上輩寺の五輪塔群」でございます。これは、市内酒匂の上輩寺にある3基の五輪塔群になります。

4行目の「時代」は南北朝時代のもので、8行目の「内容」の欄にごございますとおり、台座、基壇を伴わず、梵字は刻まれていないものの、市内に所在する中世の五輪塔の中では群を抜く大きさで、南北朝時代まで遡れる五輪塔群として貴重なものでございます。また、これまで五輪塔が市指定重要文化財に指定された例はございません。6枚目には写真を添付いたしました。

次に、7枚目「調書③-1」を御覧ください。3件目は「和田家文書」で、小田原市の郷土文化館の所蔵になります。2通ございまして、そのうち1通は「北条氏康朱印状」で、8行目の「内容」の欄にごございますとおり、北条氏康の「武栄」の印判状で、氏政が当主でありながらも、氏康が依然として北条家の権力を保持していたことがうかがえる文書です。

8枚目「調書③-2」を御覧ください。もう1通は、「北条家定書」になります。同じく「内容」の欄にございますとおり、天正15年、豊臣氏との合戦に備え、兵員及びその装備に関する規定を通達した文書でございます。

和田家文書2通ともに、北条氏と郷村の関わりを知る上で重要であり、市域に伝存した点でも史料的高いものでございます。

9枚目と10枚目には写真を添付いたしました。

以上で、議案第7号「小田原市指定重要文化財について」の説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

以上で、文化財課が関連する議題は終了いたしましたので、関係の職員は御退席ください。

(文化財課職員 退席)

(5) 日程第2 議案第8号 小田原市図書館運営方針について (図書館)

図書館長…それでは、私から、議案第8号「小田原市図書館運営方針」について御説明申し上げます。

お手元の議案書をおめくりいただき、資料を御覧ください。

小田原市図書館運営方針でございますが、従来からございました図書館の運営方針を、今回の体制の変更と施設整備の方針に合わせて整えたものでございませう。

お手元の資料の左側から基本理念、次に6つの基本方針をお示し、この基本方針に基づいて、現かもめ図書館である中央図書館と小田原駅東口図書館を対比する形でそれぞれの重点方針をお示ししております。

本案については、図書館協議会において協議を重ねてきたものでございませうが、小田原駅東口図書館の指定管理者には、この方針に基づいて運営を行っていただくことになります。

それでは、個別に説明させていただきます。

始めに基本理念ですが、図書館ではこれまで「出会う図書館」を目指す図書館像として掲げてきましたが、これを改めて運営の基本理念と位置づけ、「出会う」という言葉に込めた思いを説明しています。

次に、基本方針「1 広範な本や情報の提供」は、図書館法による図書館の定義「図書、記録、その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し」ということとなりますが、重点方針では、それぞれの収蔵可能冊数や特色を勘案し、中央図書館では、その名前にふさわしい広範な図書と、郷

土に関連するさまざまな資料を、小田原駅東口図書館では、ビジネスパーソンや学生など、主に生産世代の活動に役立つ資料や情報をそろえます。なお、予約した書籍は、この両館はもちろん、ネットワーク館でも受け取ることができるという点は変わりありません。

基本方針2は、文字・活字文化振興法の精神を踏まえ、読むこと・書くことの基礎である読書活動を振興していこうとするもので、中央図書館の重点方針では、その環境整備を中心に、小田原駅東口図書館では、読書に対する興味・関心の喚起を中心に述べています。

基本方針3「次世代育成の推進」は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」の精神、及び小田原市子ども読書活動推進計画を踏まえ、子供の健やかな成長を推進していこうとするもので、中央図書館では、主に保育園や幼稚園、小中学校との連携を中心に、また、小田原駅東口図書館では、就園前のお子さんや、個人での行動を選択する機会が増えていく中高生世代を対象にした展開を考えています。

基本方針4では、小田原市の図書館がこれまで積極的に収集してきた地域資料についての方針であり、中央図書館では、現在まで市立図書館で行ってきた地域資料室の機能を移転し、さらに公開に力を入れていくこと、また小田原駅東口図書館では、駅至近で多くの人々の来館を見込められることから、それらの資料を活用した情報発信を考えています。

基本方針5は主に施設のハード面としての考え方になります。近年、図書館では「サードプレイス」、学校や職場と家庭以外の第三の場所として、英気を養ったりする機能というものも求められるようになってきました。それぞれの立地などを活かした重点方針となっております。

基本方針6は、図書館が図書館単体ですべてを企画し、行動していくのではなく、さまざまな機関との連携により相乗効果を高め、図書サービスを充実していくという方針です。

中央図書館では、これまで活動してきた図書館ボランティアの皆さんとの関係をはじめとした連携、小田原駅東口図書館では、図書館が設置されるお城通り地区再開発事業広域交流施設内の他施設や小田原駅周辺の事業者等と連携した事業を行うことで地域の振興にも寄与してまいりたいと考えております。

なお、本日開催されました小田原市議会厚生文教常任委員会において配布させていただきました資料を、本日、追加配布させていただきました。

こちらの運営方針も、小田原駅東口図書館の整備にかかる資料として、合わせて提出させていただいております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

(質疑)

吉田委員…基本理念が「出会う図書館」、基本方針が「司令塔となる図書館」と「アクセスしやすい「出会う図書館」とありますが、この文言が図書館の特徴、キャッチコピーになっていくと思います。中央図書館も「〇〇な出会う図書館」というような言葉にすると、両方の特徴があり、基本理念を共有しているという形になると思います。

図書館長…平成26年度に策定した小田原市図書館機能整備等基本方針の中で、当初このような位置付けで両館の特色を示したもので、これまで使用してきた、図書館を一言で表す性格として掲載しております。今後はキャッチコピーということで改めて考えていきたいと思っております。

栢沼教育長…「出会う」ということが基本理念にありますので、両館にかかると良いということで御意見いただきました。また検討いただきたいと思います。

吉田委員…「広範な本や情報の提供」の小田原駅東口図書館について、対象者がビジネスパーソンや学生という説明がありましたが、場所柄、旅行者の利用もあると思いますが、どうでしょうか。

図書館長…おっしゃるとおり、小田原の情報発信につながる場所であると考えております。方針の1番はもちろんですが、4番の「地域資産の継承」についても小田原の魅力幅広く発信していくという考え方を持っておりますので、旅行者に対してアピールできるような書籍、具体的には、目立つ場所に小田原が分かるようなコーナーを設けたいと考えております。

吉田委員…4番につながるかなとは思いましたが、読み取れば読み取れるということと、文字で書いてあるということは違うと思います。深く読めば読み取れることは、だんだん読み取らなくなってしまうので、旅行者というターゲットがあるのであれば、文字になっているほうが良いと思いますが、いかがでしょうか。

図書館長…重点方針ということで、特色的なことを表記しましたが、こういった考えは持っておりますので、文言の修正を考えていきたいと思っております。

森本委員…旅行者というお話がありましたが、海外の旅行者の方が多く見受けられますが、そういった方に対して、図書館として対応や取組は考えているのでしょうか。

図書館長…図書館のサービスを、多くの方、特に障がい者や高齢者の方、日本語を母語としない方に向けても発信していきたいということ、方針の5番「心地よい空間の創出」の中で、施設の面として書いてありますが、もちろん資料の面でも取りそろえていく必要があると考えております。特に、東口の図書館は、インバウンドの中で、多くの外国人の方に訪れていただける場所でもあると思いますので、そういった情報発信等も考えております。

和田委員…紙媒体での読書を原則にしているようですが、最近は電子で読む方も多いと思います。そこについて言うと、例えば、「読書に対する興味・関心の喚起を読

むと、最後に「興味や関心を呼び起こし、読書活動の振興を図ります。」とありますが、「多様な読書活動」としたほうが電子媒体を含むのではないかと思います。

図書館長…電子媒体については、現在、過渡期であり、東口図書館の整備までの間に電子媒体の進捗などで取り入れていく内容も変わってくるかと思います。また、以前の定例会の中で、情報発信についても電子媒体を活用し、図書館に人を呼ぶ込むことができないかというような提案をいただいております、考えているところです。ここについては、「多様な読書活動の振興を図ります」とすることが、方向性にもかなっていると思います。

(その他質疑・意見等なし)

栢沼教育長…本件につきましては、様々な御意見がございましたので、継続審議といたします。

以上で、図書館が関連する議題は終了いたしましたので、関係の職員は御退席ください。

(図書館職員 退席)

(6) 日程第3 報告第9号 小田原市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について (生涯学習課)

生涯学習課長…それでは、私から御説明申し上げます。

議案書をおめくりいただき、資料を御覧ください。改正内容については大きく2点ございます。上段について、生涯学習センター本館及び国府津学習館の保有する器具の入替に伴う改正、下段については、生涯学習センター分館の廃止に伴う改正でございます。

裏面を御覧ください。小田原市役所支所設置条例を廃止する等の条例の平成31年3月16日の施行に伴い、小田原市生涯学習センター分館を廃止するための所要の措置といたしまして、小田原市生涯学習センター条例施行規則様式2号中、使用するセンター名の欄の分館の表示を削除するものです。こちらにつきましては、3枚目に両面で申請書、通知書の様式を添付しておりますので、参考に御覧ください。

その他の規定の整備といたしまして、資料2枚目、右上に参考資料とある新旧対象条文を御覧ください。本年度、小田原市生涯学習センター本館におきましては、ビデオテープ以外のメディアが利用できる、汎用的な音響設備機器を導入したことから、機器の名称を変更するものです。裏面を御覧ください。裏面につきましては、従来から国府津学習館におきまして、七宝電気炉をサークル団体が使用しておりましたが、経年劣化によりまして、近年では使用されてい

ない状況があることから、廃棄処分し、規則の中から削除するものでございます。説明は以上です。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

以上で、文化部が関連する議題は終了いたしましたので、関係の職員は御退席ください。

(文化部職員 退席)

(7) 日程第4 議案第10号 小田原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について (教育総務課)
教育総務課長…それでは、私から、御説明申し上げます。

議案書をおめくりいただき、2ページの議案説明資料を御覧ください。

はじめに〔改正理由〕ですが、先ほどの生涯学習課長の説明と同様に支所等の廃止に伴う改正でございます。

次に〔内容〕でございますが、現在、支所で行っている生涯学習センター及び図書館分館に係る事務の補助執行について、関係する規定を削除するものでございます。

規則の施行は支所等の廃止にあわせ、平成31年3月16日を予定しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(8) 日程第5 議案第11号 学校教育法施行細則の一部を改正する規則について (教育指導課)

教育指導課長…それでは私から御説明申し上げます。

議案第11号についてはお手元の資料の議案説明資料を御覧ください。

片浦小学校の小規模特認校制度を利用した入学手続きについては、募集定員を上回る申出があった場合には、抽選による選考を踏まえて就学予定者を決定していることから、これらの手続きを明確にするための所要の改正を行うものでございます。

また、学習指導要領の改訂により、小学校道徳が平成30年度から特別の教科道徳になったことに引き続き、中学校道徳が平成31年度から、特別の教科道

徳になりますことから、中学校指導要録及び抄本に特別の教科道徳の記載欄を設けるために様式の改正を行うものでございます。

また、幼稚園教育要領の改訂に伴い、最終学年の在園児のための幼稚園幼児指導要録を新たな様式として定めるほか、これまで使用していた指導要録の字句の改正を行うなど所要の整備を行うものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(9) 日程第6 議案第12号 小田原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について (教育指導課)

教育指導課長…それでは私から御説明申し上げます。

お手元の資料の議案説明資料を御覧ください。先ほど、議案第11号で御説明しましたとおり、中学校道徳が平成31年度から、特別の教科道徳になりますことから、字句の改正を行うものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(10) 日程第7 議案第13号 小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則について (教育指導課)

教育指導課長…それでは御説明申し上げます。

お手元の資料の議案説明資料を御覧ください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、学校運営協議会の設置について教育委員会の努力義務が課せられたこと等に伴い、学校運営協議会の設置に関し、必要な事項を定める等のため改正するものです。なお、本改正による学校の運用について従来の運用から大きな変更はございません。

以上で、説明を終わらせていただきます。

(質疑)

栢沼教育長…以前は努力義務ではなかったということでしょうか。

教育指導課指導主事…平成29年から努力義務が課されたことに伴う改正となります。

栢沼教育長…本市は早々と手がけてきており、平成31年度に学校運営協議会が全25校に配置が完了することとなり、努力義務については、対応できているということになるかと思えます。

吉田委員…内容としては、参考資料の改正前の条文から改正後のものになったということですね。改正前と改正後で意味合いがどのように違うのか説明いただきたいです。

教育指導課指導主事…法律の条文と、今回の規則とを併せ、従来と同じ運用となります。

教育指導課副課長…運用については大きな変化はないという説明でしたが、今回の改正で構成が変わったという意味で補足させていただきます。参考資料の1ページ目、第2条に設置の根拠を示しております。改正前は教育委員会が指定した学校に協議会を置くという位置付けになっておりますが、設置に関する努力義務自体は本法で規定されておりますので、あえて規則で努力義務を重ねて規定する必要はないため、実際に設置している学校と運営協議会名をここで規定するようにしております。今後、追加や変動があった場合には、第2条を改正するというところで御審議いただくようになります。教育委員会の指定した学校に協議会を置くということが改正前の規定ですので、その改正に合わせて第3条以下の条を改正するものです。また、本法で規定していることを重ねて規則で規定することが立法技術上好ましくないという法務担当からの指摘もございましたので、そちらについては見直しをさせていただいております。

吉田委員…たとえば、第3条ですが、以前であれば、学校長が教育委員会に申請していたものが、努力義務なので、教育委員会から協議会を設置しようということになり、協議会を設置する学校長の意見を教育委員会が聞くというように、方向が逆になったように思います。また、第5条で協議会の委員を規定していたのが、特に規定せず、15名以内であれば良いというように変わるのでしょうか。

教育指導課指導主事…第5条につきましては、本法に規定がありますので、規則では触れないということになります。

吉田委員…大本の条文に、改正前の第5条に書かれていたことと同じ内容が規定されているということでしょうか。

教育指導課指導主事…それに類することが書いてあるということで、運用には変更がないということになります。

吉田委員…協議会の委員については、教育委員会で審議していたと思いますが、どんな人が入っているかということで、良いか悪いか判断するのは、何を見るようになりますか。

教育指導課指導主事…今までの様式等についても大きな変更はありません。様式に書いてある条文の部分は変更されますが、今まで15名の推薦書があり、区分はどのようなところから推薦された方だということが記されていましたが、こういったことについては変更ございません。

吉田委員…区分に変更はないため、実態としては変更なしと考えて良いということでしょうか。

教育指導課指導主事…おっしゃるとおりです。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(11) 協議事項 小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方について (教育指導課)
教育指導課長…それでは私から御説明申し上げます。資料1を御覧ください。

「小田原市立公立幼稚園・保育所の今後のあり方」については、2月12日の総合教育会議で、「骨子案」を基に、公立施設が果たす役割と、公立施設運営における今後の取組について御意見を頂戴しました。本資料は、会議での御意見をまとめましたもので、本日はこれらの御意見のうち、何点かを確認させていただきたいと思います。

まず、5-(1)公立施設が果たす役割のうち「①就学前教育・保育の一体的な実践に基づく研究機能としての役割」について、多くの御意見をいただきました。最後の項目になりますが、役割の②から④については、研究に立脚するものなので、研究に取り組む上では、視点を明らかにして構造的に研究していくことが大切という御意見がありました。所管としては、今後、何をどのように研究していくのか、研究成果をどのように広げていくのか、といったことを明確にして取り組んでいきたいと考えています。

次に「②インクルーシブな環境づくりに対する役割」についてですが、これも最後の項目になりますが、「『オール小田原』という考えで、市の他の施策や事業などと体系的な整理をし、より一層踏み込んだ取組を期待したい」という御意見がありました。2020年度に開設する「(仮称)おだわら子ども教育支援センター」との連携も踏まえながら、教育委員会と市長部局とで、目的を共有し、何をどのようにやっていくのかという、より具体の姿を明確にする必要があると考えています。

次に「③幼保小の連携、地域との連携推進におけるハブ的な役割」についてですが、何のための連携かを整理して取り組むこと、また、地域での「体験」を通して、これからの未来を生きる子供たちに必要な力となる、その基礎の部分育てていく重要性等についての、御意見を頂戴しました。

次に「④地域の子育て拠点としての役割」としては、虐待予防の視点、また、保護者に対して「子供の育ち」への理解を促すことを大切にしたいなどの御意見を頂戴しました。特に虐待の予防や保護者支援の視点については、社会的にもますますその重要性が高まっており、所管としましても、喫緊の課題であると捉えております。

次に、5－(2) 公立施設運営における今後の取組につきましては、認定こども園を考える上で、指導者側の共通理解や、研修も不可欠という御意見がありました。幼稚園・保育所とも、保育者の人材育成をどのように考えていくのか、その資質等をどのように高めていくのかといった視点を抜きにしては、教育・保育の質の確保・質の向上は図れないものであると考えております。最後に「今後の予定」ですが、資料の裏面を御覧ください。いただいた御意見を参考に、これから骨子案を肉付けしてまいりたいと考えております。その上で、3月の教育委員会定例会において「小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方」のうち、公立幼稚園にかかる方針等を議決していただき、今年度末までに策定する予定です。

次年度につきましては、私立幼稚園、民間保育所との意見交換を行いながら、より具体的な取組について考えてまいります。また、この「あり方」を踏まえ、施設の方向性についての検討を開始するとともに、「小田原市子ども・子育て支援計画（改訂）」に反映させていく予定です。

説明は以上ですが、「あり方」の骨子案に関して、補足の御意見等があれば、頂戴したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(質疑)

吉田委員…スケジュールですが、平成31年3月教育委員会定例会において、「あり方」のうち、公立幼稚園に係る方針等について議決をした後、平成30年度末までという何日かしかないと思いますが、その間に「あり方」を策定するというのでしょうか。また、その策定された「あり方」については、平成31年度に入ってから教育委員会定例会に案が出るということでしょうか。3月の定例会で方針が議決をされたので、「あり方」の全文は数日間の内に確定して公的なものになるということでしょうか。

教育指導課長…今までいただいた御意見を基に、骨子案に具体的な肉付けを図っているところですので、3月19日の定例会までには委員の皆さんにお送りできるようにしたいと思っております。その上で、19日に議決をいただき、年度末までには策定という運びにしたいと思っており、それまでに御意見をいただく機会を設けたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

萩原委員…幼稚園の園児数が少ないということで統廃合等についても話し合ったと思いますが、その点については「あり方」には載らないのでしょうか。

教育指導課長…この「あり方」は、大まかな方向性を示すものですので、具体的にどの園を統廃合するか、どこに認定こども園のモデル園を設置するかといったことについては、次年度以降に具体的な内容を詰めていきたいと考えております。

(その他質疑・意見等なし)

(12) 報告事項 平成30年度全国体力・運動能力習慣等調査結果について

(教育指導課)

教育指導課長…それでは、私から報告させていただきます。資料2を御覧ください。

まず、調査の概要から御説明申し上げます。はじめに、調査の目的です。1点目は、子供の体力・運動能力の状況を把握・分析することにより、子供の体力・運動能力の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること。2点目は、教育委員会及び学校が、子供の体力・運動能力の向上に係る施策の成果と課題を把握し、その改善を図るとともに、子供の体力・運動能力の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立すること。3点目は、各学校が各児童生徒の体力・運動能力や運動習慣、生活習慣、食習慣等を把握し、学校における体育・健康等に関する指導などの改善に役立てること。以上の3点を目的とした調査となっております。

調査の対象は、小学校第5学年、中学校第2学年です。

調査事項及び内容ですが、実技調査と質問紙調査があり、実技調査は、「新体力テスト」と呼ばれるもので、全8種目で、資料記載のとおりです。

質問紙調査の対象は、児童生徒と学校です。

調査は、実技調査が平成30年4月～7月に、質問紙調査が平成30年7月に実施されました。

それでは、小、中学校それぞれの結果について御報告いたします。

まず、体力合計点の平均値の経年比較となります。

資料1 ページ目の下の部分です。

全国的にも記録が伸び、小中学校とも、また男女とも本調査開始からの最高記録を更新しています。全国的な上昇傾向の中で、本市の小学校5年生においては、男女とも全国平均を上回る結果となりました。

次に、2ページを御覧ください。判定分布の経年比較となります。

判定基準は、8種目各10点満点の合計を、表にある基準に基づき、AからEの5段階で判定しているものです。

本事業、評価の基準として、「運動が苦手」の捉えを、D・E判定となった児童生徒とし、D・E層の割合が合計20%以下となることを目標にしています。

これは、「運動有能感が低い児童生徒はその後の人生においても、運動・スポーツを志向しない」という傾向があることから、なるべく多くの児童生徒がその後の人生において運動・スポーツとの関わりを持ち続けてほしいとのねらいからです。

D・E判定の児童生徒の割合は徐々に減少していますが、平成30年度は、小学校で合計24.2%、中学校で20.8%という結果でした。教育指導課と

しては、今後もD・E層の判定20%以内の達成を目標に取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、3ページを御覧ください。種目ごとの平均値について御報告します。

まず、小学生については、昨年度より記録が向上した種目が男子は3種目、女子は7種目ありました。また、昨年度より記録が低下した種目においても、著しく記録が低下しているということではなく、昨年度に近い記録でした。

なお、「反復横とび」や「立ち幅とび」のように瞬発力や敏しょう性を検査する種目においては、滑りやすい床で足を滑らせ、児童が持つ力が十分に発揮できていない状況がありました。

次に、中学生ですが、昨年度より記録が向上した種目が男子は3種目、女子は7種目あり、男女とも県平均を上回る結果となりました。

4ページからは、質問紙調査の結果となります。

男女とも、「体力に自信がある」と回答した児童生徒の割合は全国平均と同程度でしたが、「体育の授業は楽しい」と回答した児童生徒の割合は小・中学校男女ともに全国平均を上回っています。

体育授業についての質問の中で、特に「目標が示されているか」「話し合う活動を行う」「友達と協力して課題を解決する」「自分で適した場や練習を選んで活動を行う」「本時で学んだことを振り返る」等の質問は、全国平均を大きく上回り、児童生徒が意欲的かつ主体的に体育学習に取り組んでいることがうかがえます。この小・中学校で共通している傾向については、本市の学校体育の取組の特長であり、今後も新学習指導要領の目指す方向性に沿って一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

一方で、テレビやDVD、ゲーム機やスマートフォン等の画面を長時間視聴している児童生徒の割合が平成29年度をさらに上回る結果となりました。

このことによる体力・運動能力への影響は、とても大きいと捉えています。また、学力への影響など本市児童生徒にとって、社会全体で考えるべき喫緊の課題であると捉えています。

続いて、5ページには、学校質問紙調査の結果を記載しました。

学校以外で運動・スポーツに親しむ機会として、空間—仲間—時間が失われつつある児童生徒にとって、学校の体育学習の充実が児童生徒の体力・運動能力向上の大きな鍵となると考えています。

今後は、児童生徒一人一人が自らの健康や体力について考える機会を増やしたり、学校全体で展開している体力・運動能力の向上を目指した取組をさらに充実させるなど、生涯にわたって豊かなスポーツライフを楽しめる能力を育ていけるよう取組の充実を図っていきたいと考えています。

今後の取組として、4点挙げました。

1点目は、今後も継続して「新体力テスト」等により、児童生徒の体力・運動能力の現状を把握し、その結果を体育・スポーツ活動等の指導に生かしていきます。

2点目は、体育／保健体育の学習において、児童生徒の主体性を高める工夫、運動やスポーツが苦手な児童生徒への指導・支援の工夫・改善を行なってまいります。

3点目は、市教育委員会の取組として、次年度も、体力・運動能力向上指導員や著名なアスリートを小中学校へ派遣し、児童生徒の体力・運動能力や運動に関する意欲を高める取組を推進してまいります。

最後に、これまでの指導員派遣等で学び得た経験や効果的な取組等も含め、学校への情報提供に努めてまいりたいと考えております。

所管としましては、子供たちが、自らの健康や体力について考え、「できる」「できない」だけではない運動・スポーツの価値を知り、生涯にわたって豊かなスポーツライフを楽しめる能力を育ていけるよう取組の充実を図っていきたいと考えています。

報告は以上です。

(質疑)

吉田委員…体育の授業が楽しいと回答した子供の割合が高くなっており、指導されている結果であると思っ拝見しましたが、オリンピック・パラリンピックを控えて、小中学生への働きかけというか、興味を示し、またスポーツに高い意欲を持つような活動で計画しているものがあれば教えてください。

教育指導課指導主事…今年度の実績をまず報告いたします。今年度につきましては、オリンピック5名、パラリンピアン1名の派遣を実施ならびに計画しています。次年度についても、各学校の要望等に応じ、可能な限り、オリンピックや、パラリンピアンを派遣をしたいと計画しています。

吉田委員…選手方がいらっしゃって、どのようなことを行っているのか、具体的に教えてくださいいただけますか。

教育指導課指導主事…具体例で申し上げますと、器械体操の田中和仁選手を桜井小学校に派遣することができました。実際に器械運動のスポーツ体験として、マット運動を通じ、講習をいただきました。その後、田中選手が獲得されたロンドンオリンピック銀メダルを対象学年全児童に触れさせていただくといった取組を行っております。

萩原委員…質問紙調査の中で、授業で学んだことを振り返る活動を行っているという割合が90パーセント、91パーセントと、全国的に見てもかなり高いと思います。その根拠となることはどんな取組ですか。何か具体的にありますか。

教育指導課指導主事…体育学習、体育指導の中では、その時間の学習や単元を通して子供たちに身につけさせたい技能や能力を事前に提示し、そのことの見通しを持たせること、

そして、毎時間もしくは単元を通しての振り返りを児童生徒が行うこと、こういった指導の積み重ねがデータとなって表れたと認識しております。

栢沼教育長…具体的には、体育の学習カードを各学校で実施し、自己評価を行っています。

吉田委員…4ページに、テレビやDVD、ゲーム機、スマートフォン等の画面視聴が中学校で高い数値になっているとありますが、勉強に使っているという可能性はないのでしょうか。

教育指導課長…同様の質問を、全国学力・学習状況調査でも行っており、高い数値を示しておりますが、その内訳が、ゲームに使っているのか、学習に使っているのかということまで踏み込んだ調査をしていないため、もしかしたら学習に使っているという期待もありますが、そこまでは確認できておりません。

吉田委員…一概に、画面視聴が悪いという時代ではなくなってきていて、私の学校でも試験対策として、スマートフォンで見られるアプリを学生に使わせたり、映像配信で予習、復習をスマートフォンでやれるようにしていますので、スマートフォンを見ている時間が学習時間ということも十分あるのではないかと思います。

和田委員…市、県、全国の数字を出していただきましたが、小田原市と同じような環境、人口など、様々な意味で同じような所との比較が今後見られたら良いと思いました。

教育指導課指導主事…今後検討していきたいと思います。データについては、市から提供したもののみの分析が返ってくるという実情があり、検証については、例えば本市と同じように、それぞれ市町村での分析結果を公表しているものを参考に行うことは可能かと考えております。

栢沼教育長…データにあるように、運動が苦手な子供など、指標としてはDとEの子供たちの数値を本市では20パーセント以下に目標値を置いており、今回はだいぶ下がってきています。20パーセントを切ると、今回も全国を上回っていますが、もっと高い数値になると思います。これは、運動だけでなく、苦手な子をいかに伸ばしていくかという授業づくりもそうですし、学校内の色々な体力に関わる行事や取組もつながっていくと思いますので、今後も粘り強く数字を追いかけて、現場の中で、運動が苦手な子たちが少しでも運動が好きになっていくような指導が、結果として体力向上に結びついていくと思いますので、よろしくをお願いします。

和田委員…学力もそうですが、伸びているということ、何とか市民に伝えていきたいと思えます。現場の先生方は取り組んでいるということが表に出て行くことが停滞しているように感じます。3年くらい前までは数値が低いと議会でも話題になっていたように記憶していますが、数字が上がっていて、希望が持てることなので、どうでしょうか。

教育指導課長…この結果については、ホームページに掲載をしております。また、何か良い方法があれば考えていきたいと思えます。

栢沼教育長…今後の取組の中で、体力向上のプロジェクト会議を年1回行っていますよね。おそらく、そこでも各学校の取組を含め、報告をしていると思いますので、そういうところから発信をし、プロジェクト会議だよりでも良いので、何かPRできれば良いと思います。神奈川県教育長も、前回の会議の中で、神奈川県の体力が一向に低迷していて、全国でも下の方であることを強く言っていました。それに対して、本市がこれだけ高い数値が出ているということはPRして良いと思いますし、それによって子供たちも自信を持ち、更に頑張ろうという気持ちになることもあり得ますので、工夫して欲しいと思います。

(その他質疑・意見等なし)

(13) その他 平成30年度教育委員会事務の点検・評価後の状況について

(教育総務課)

教育総務課長…それでは私から御説明いたします。

先月は議事の関係もあり、資料の配布のみとさせていただきました。

本日は、現在、市議会3月定例会で審議中の予算案との関係でいくつか説明させていただきます。

最初に3ページをお開きください。支援教育事業の25番ですが、学校のニーズをとらえ、個別支援員の増員をするため、増額して計上いたしました。

4ページをお開きください。学校運営協議会の関係でございますが、平成31年度に小学校全校に設置いたしますことから、増員する委員の報酬を増額計上しました。32番の協議会同士の情報交換につきましては、特別な予算は措置いたしておりませんが、研究協議会を開催するよう計画しています。

5ページの一番上、37番ですが、学校施設の維持管理に地域のマンパワーを活用するという御意見ですが、こちらにつきましては、地域団体等から自主的な修繕の申出があった際、必要な資材を支給するための予算を計上しました。次の38番の樹木管理につきましては、危険な樹木に早急に対処するため、予算を増額計上いたしました。

39番のブロック塀につきましては、敷地境界の関係者と協議が整ったものから順次対応してまいります。

最後に、資料の3ページにお戻りいただき、18番と19番のおだわらっ子ドリルの関係ですが、こちらは網掛けをしておりますが、表現を若干修正したのみで内容としては12月に御説明したものと変更はございません。

私からは以上です。

(質疑)

萩原委員…35番の「みんなのトイレの設置」について着手中とあり、小中学校の各階、男女1か所ずつ車いすに対応したトイレを設置しているということは、各学校エレベーターが付いているということが前提でしょうか。各階に車いすの方がいらっしゃるのでしょうか。そういう想定ですか。

学校安全課長…車いすを使う子供がいる学校、時期がありますので、必ずどの学校にもいるわけではないですが、その準備として、こういった車いすが入っていけるようなトイレの設置を進めているところです。

委員が心配されているのは、高い階に作ってもしょうがないということですよ。ね。

萩原委員…そういうことです。各階に作る必要があるのかということなのです。例えば3階にトイレを作りました、では3階に車いすの方がどうやって上がるのか疑問です。

学校安全課長…エレベーターは小中学校にありませんが、そういった子供がいる場合に、階段を昇降する機械を融通しあって、子供がいる学校に持っていくということを行っています。そのように車いすで校内で生活しているという状況は承知しています。

萩原委員…その状況は想像が付きません。どのように設置の基準を決めたのか分かりません。

学校安全課長…「みんなのトイレ」の規格として、単純に車いすが入れるだけではないということがあります。そういうトイレを、設置する際には、将来を見据え必要であるという判断で設置してきているものです。

教育総務課長…「みんなのトイレの設置」が望ましいとの御意見をいただいております、最初は「みんなのトイレ」を設置しているというように、対応のところに書かせていただいておりますが、「みんなのトイレ」は非常に細かく定義が決まっています、それに該当するものとして現在整備している状態ではございません。そういったことから、サイズ感として、車いすが入れる程度の、少し広めで、多目的に使えるものを設置しているという意味合いで、車いすに対応したという言葉回しを使わせていただいたということを補足いたします。

萩原委員…「みんなのトイレ」は、LGBTなど、男子と女子を分けられると使いづらい方や、肢体不自由な方も使います。車いすが入れるとありましたが、広さが確保されただけでは便座へ移動することはできませんし、手すりが必要になります。一般のトイレより高価な設備なので、最低限必要な設置を検討された方がよろしいかと思えます。

(その他質疑・意見等なし)

栢沼教育長…それでは、先ほど非公開とすることにいたしました案件以外の議題は終了いたしましたので、非公開とすることにいたしました案件を議題といたします。

非公開とする前に、委員、又は事務局からその他何かありますか。

(特になし)

栢沼教育長…ないようですので、非公開といたします。関係者以外の方は、御退席ください。

(関係者以外退席)

(13) 日程第8 議案第14号 校長及び教頭の人事異動の内申について【非公開】
(教育指導課)

7 教育長閉会宣言

平成31年3月19日

教 育 長

署名委員（吉田委員）

署名委員（森本委員）